

水産庁長官

神谷 崇 殿

運輸安全委員会

委員長 武田 展雄

遊漁船第十五須原丸釣り客負傷事故に係る意見について

本事故は、第十五須原丸が、神奈川県横須賀市観音埼東南東方沖において、南西方からの波高約 0.5～1.0 m のうねりがある状況下、約 15 ノット (kn) の速力で南南東進中、うねりにより右舷船首部が大きく上下動したため、右舷前部の釣り座に腰を掛けていた釣り客 A 及び釣り客 B が上方に跳ね上げられたのち落下し、釣り座に臀部を打ち付けたことにより発生したものと考えられる。

船長は、うねりが出てきた後、航海速力である約 20 kn から約 15 kn に減速してから大きな船体動揺を感じていなかったことから、同じ速力で航行を続け、また、ふだんどおりに到着前アナウンスを行ったことから、釣り客 A 及び釣り客 B が、右舷前部の釣り座に移動したものと考えられる。

運輸安全委員会は、平成 23 年 9 月、遊漁船による同種事故の再発防止のため、水産庁長官に意見を述べ、水産庁は、同年 10 月、「遊漁船の船長等は、航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導する」こと等を加える業務規程例の改正を行い、都道府県知事に対して遊漁船業者に業務規程の改正を行うよう指導することを助言した。

しかしながら、遊漁船における類似事故（運輸安全委員会が報告書を公表した事故に限る。）は、その後も 14 件発生し、21 人の釣り客が腰椎骨折等を負っており、平成 28 年以降は毎年発生している。

これらの事故では、業務規程に定められている、釣り客を後方に乗船させる指導や十分な減速等が適正に行われずに発生していることから、遊漁船の船長等による業務規程の遵守の徹底が必要と考える。

このことから、当委員会は、本事故調査等の結果を踏まえ、遊漁船を利用する釣り客の安全を確保するため、運輸安全委員会設置法第 28 条の規定に基づき、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて何らかの措置を講じた場合は、その内容を通知方よりよくお取り計らい願いたい。

記

水産庁長官は、都道府県知事に対して、遊漁船業者に、本事故等による釣り客の被害の発生を周知するとともに、釣り客の安全確保のため、次の事項を実施、徹底するよう指導することを助言すべきである。

- (1) 遊漁船の船長等は、波の影響により船体が動揺するとき、波に対する進路の変更及び安全な速力までの十分な減速による船体動揺の軽減、また、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるとき、利用者を船体中央部より後方に移動させる指導等、業務規程の船体動揺による釣り客負傷事故防止に関する規定を遵守すること。
- (2) 遊漁船の船長及び遊漁船業者は、業務規程の船体動揺による釣り客負傷事故防止に関する規定を適正に遵守するため、次の事項を検討し、実施すること。
 - ① 航行する海域の波の発生特性、過去の類似事件事例、自船の航行時の船体動揺特性等を考慮して、釣り客を船体中央部より後方に移動させる風向、風速、波向、波高等の目安（船速に応じた）を設けること。
 - ② 航行中に①の目安を超えた場合は、停船又は十分に減速するなどし、安全を確保してから釣り客を船体中央部より後方に移動させること。
 - ③ 航行予定海域の風、波等の情報を入手し、①の目安を超える場合は、釣り客が船体中央部より後方に移動したことを確認した後に出航等すること。また、①の目安を超える海域が遠方である場合は、同海域に入る十分手前で、釣り客を船体中央部より後方に移動させること。
- (3) 遊漁船業者は、遊漁船の船長等に上記(1)及び(2)の事項を遵守するよう教育及び指導すること。